

# 消費者問題 ニュース

CONTENS / 2011.01 No.140

追悼の言葉 ..... 1  
津谷委員長とともに／津谷委員長の死を悼む／津谷弁護士の功績（豊田商事事件）／津谷先生の功績（先物取引被害全国研究会の思い出）／津谷裕貴先生を偲んで  
レポート ..... 4  
ビクトリア・トーレセン氏講演会～消費者市民社会と教育を語る～／振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の使途に関する意見書／武富士会社更生～消費者金融の象徴的存在が崩壊～  
事件情報 ..... 7  
先物被害の損害賠償金（裁判上の和解による和解金）に対する課税処分が取り消された事例／呉服次々販売が公序良俗違反、共同不法行為であるとして、グループ主宰者、販売店、信販会社に連帯して既払い金全額の支払いを命じた判決  
文献・催事紹介 ..... 8

## 追悼の言葉

### 津谷委員長とともに

消費者問題対策委員会委員長代行 石戸豊



2010年11月4日、突然、消費者委員会に委員長が不在になった。この6月、近くの事務所で前野義広弁護士が殺害されるという事件が起こったばかりである。横浜では坂本事件を受けて、早い時期に業務妨害対策委員会を立ち上げて活動していたが、突発的な事件に対応するのはきわめて難しい。離婚がらみの分野の業務妨害は予想外に多いが、弁護士を結成して活動する分野とは違い、個々の弁護士の注意に委ねられている現状にある。何とか組織的な対応策は、ないものか。それにしても、津谷さんの事件での警察の対応はひ

どい。次々に考えが浮かんで、頭の中を巡る。

津谷さんとは、付き合いは長い。納棺の儀と葬儀に訪れるのに、新幹線で秋田を往復した。普段は秋田へは飛行機を使うが、この時は気持ちを整理するのに新幹線で移動する時間が必要だった。津谷さんの様々な場面が、浮かんでは消える。

津谷さんは、いなくなったわけではない。そう思い直した。私は、妻を癌で亡くして以来、自ずと湧きあがってくるものを詩の形にしている。これが、故人と会話する私なりの作法となった。津谷さんの葬儀の

翌日が、消費者委員会の正副委員長会議であった。その翌日は全体委員会で、委員長代行として臨むことになった。事件当日以来、浮かんできたあれこれの思いを詩の形にして、津谷委員長に捧げ、委員会を迎えた。だから、津谷さんも、ともに委員会にいてくれたはずである。そして、不招請勧誘の禁止ルールが消費者法に導入される日には、ともに喜んでくれるはずである。全国の仲間と一緒に、歩んでくれるはずである。いつもの笑顔で、いてくれるはずである。

津谷さんへ

津谷さんが亡くなったと

報じられたけれども

テレビで流れている映像は

いつもの津谷さんの姿であり

そこに

津谷さんがいるようでもある

けれども

セレモニーホールでは

棺の中に

津谷さんが眠っており

小雨降りしきる中で

納棺の儀が行われ

遺骨が安置され

大きな写真が置かれ

部屋いっぱい花が飾られて

会長が弔辞を読んでいる

津谷さん

してみようと津谷さんは

やはり

亡くなったのだな

そうだ

津谷さんは

先物事件に情熱を注いだ

津谷さんは

被害者の話をよく聞き

裁判を戦い

大勢の被害者を救った

津谷さん

津谷さんが

こんな法律はおかしいと

意見書を書き

日弁連の意見書を書き

先物研の意見書を書き

審議会に持ち込み

議員会館をまわり

政党を動かす

国会を動かして

法案の修正に持ち込み

法改正に持ち込み

多くの被害を防いだ

津谷さん

あれだけ情熱を注いだ

不招請勧誘の禁止が

ついに商品先物にも導入されたのだ

その改正法は

もうすぐ施行されるのに

やはり逝ってしまうのか

津谷さん

今日は委員会が開かれて

津谷さんの大好きな

津谷さんを大好きな

仲間が集まっているのだから

それだから

今日は

皆と共にいてください

そして

議論を見守ってください

いつもの笑顔で

まともな笑顔で

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

ぜひ、そうしてください

二〇一〇年十一月一日  
消費者委員会を迎えて

# 津谷委員長の死を悼む

前消費者問題対策委員会委員長 吉岡和弘（仙台）

津谷委員長が逝去して1カ月余が経過しました。日を重ねるほどに彼を失った悲しみが募ります。こともあろうに臨場した警察官の目の前で刺殺されるなんて全く言葉を失ってしまいます。

津谷さんは、昭和30年3月21日生れ、慶応義塾大学大学院法学研究課修士課程を卒業後、第35期司法修習生として秋田地方裁判所で実務修習し、同58年4月から秋田市で法律事務所を開業しました。その数年後に豊田商事国家賠償訴訟が提起され、私と津谷さんは会社解散命令の発動



を懈怠した法務大臣の責任を問う担当になりましたが、彼は「商法58条という素晴らしい規定が死文化しているのは実務家の我々の怠慢だ。二人で本を書こうよ」と熱く語りながら準備書面作りに励んでいました。彼は「なげなしの命金を収奪する奴は許せない」と口癖のように語り、それがあの画期的な先物取引に関する最高裁平成7年7月4日判決の獲得に繋がりました。同15年3月には先物取引被害全国研究会代表幹事を、同19年には産業構造審議会・商品取引所分科会委員を、そして同21年6月、当委員会委員長に就任しました。彼は就任挨拶で「委員会活動は楽しく。使命感だけでは続かない。ぴりぴりした雰囲気では活動も委縮する。ミスをしたも周囲はそれを慰め励まし寛大な気持ちで一緒になって活動しよう」と語りかけています。津谷さんは、全力で、とことん人を喜ばせて自分も楽しむ作風で一度会

ったらたちまち旧知の親友関係になってしまう魅力をお持ちの方でした。いつも明るくキラキラと輝きながら弾力性に満ちた活動に全力を傾注している彼の原動力はこうした精神構造から生み出されていたのだと思われれます。

津谷さんは、昨年、京都弁護士会の若手弁護士らに招かれ「消費者弁護士で良かった！」と講演しています。この言葉を聞いてとても救われた気持ちになります。余りに理不尽な兇刃に倒れた津谷さんでしたが、少なくとも、死の直前までは「消費者弁護士で良かった」と若手に語りかけ得る幸せな弁護士人生を送っていたことを知らされるからです。津谷さんの熱く優しく運動を前進させる作風と、あの温かい笑顔で私たちを幸せな気持ちにさせてくれた奥深い心情に心から感謝し、お別れの言葉とさせていただきます。

## 津谷弁護士の功績（豊田商事事件）

齋藤雅弘（東京）

津谷裕貴先生、いや、いつものように津谷さんと呼ばせて下さい。

津谷さんは、豊田商事の法的責任を裁判所の場で明かにすることに力を注ぎ、多くの弁護士が豊田商事と和解による被害回復を優先する中、全国で最初に不法行為に基づく損害賠償請求を豊田商事に認諾させ、また、豊田商事の商法の違法性を正面から争い、出資法違反や公序良俗違反を認める画期的な判決を獲得されました。豊田商事に対する責任を認容した判決は、後にも先にも津谷さんの獲得された判決しかありません。

津谷さんは、豊田商事の破綻直前の1985年5月に、先物取引被害全国研究会を秋田市で開催することを引受けてくれました。この秋田研究会は豊田商事問題のために開かれたと言っても過言ではなく、この時の侃々諤々の議論を経て、豊田商事に対する全国研究会としての対応の方

向性が確認され、その後の怒濤のような豊田商事の破綻に備えた準備を進めることができたのです。豊田商事の破綻後も、当時の弁護士会長を団長とした被害救済弁護団を秋田で立ち上げ、その事務局長として地元の被害救済に精励されました。84年に、東北弁連では最初に、消費者保護委員会を秋田弁護士会に設置するのに尽力をされたのも津谷さんでした。秋田での被害救済の多忙な日程の中、津谷さんは全国豊田商事被害者弁護団連絡会議の重要なメンバーとして、頻繁に大阪に通い、全国の被害者救済のためにも多大な尽力をされました。その後、豊田商事を放置した国の責任を問う国家賠償請求訴訟の弁護団に加わり、10年余にわたり秋田からほぼ皆勤で訴訟期日、弁護団会議に出席され、弁護団の活動の枢要を担いました。特に、法務省が豊田商事に対し商法に基づく会社解散命令を行わなかった不作

為の違法性の問題を担当され、あまり前例もなく難しい問題について学者へのヒアリングや文献の調査、分析などを通じて、最先端の議論を展開し、それを国賠訴訟の主張と立証に反映されたことは特筆すべきです。国賠訴訟の結果は、残念なものでしたが、津谷さんがこの訴訟で提起された問題が、今、議論されている違法利益の吐き出し制度や集团的被害救済制度の出発点ではなかったかと思えます。改めて津谷さんのご功績の大きさに気づかされます。謹んで津谷さんのご冥福をお祈りします。





# 津谷先生の功績(先物取引被害全国研究会の思い出)

山崎省吾(兵庫県)

津谷先生は、2003年6月から2年間にわたって先物取引被害全国研究会の代表幹事を務められました。この時、私は女房役の事務局長でした。

先物取引被害全国研究会は、1982年に消費者弁護士の有志の会として発足し、以後年2回各地で集っては裁判成果や研究成果を情報交換する会として多数の弁護士・学者の参加を得てきました。津谷先生は、第11代の代表幹事でしたが、3つの新機軸がありました。

第1に、会合に参加することが楽しくなるよう工夫することでした。日弁連に働きかけて海外視察するほか、優秀な学者との連携、立法活動の成果を発表すること、対話中心路線などにこれは現れました。2番目は、若手の弁護士を大事にして励ますことで多くの人材を成長させよ

う、との方針でした。3つ目は、被害の再発防止のためきちんと立法活動に取り組もう、との点でした。これまでの「意見書」を国会や政府に送りつけて終り、とのやり方を改め、自民党・公明党など日弁連が得意としなかった政党にも法案立案の早い段階からアプローチし、審議会等にも早い段階から優秀な人材を送りこむというロビー活動を定着させました。

津谷先生が私のような、平凡で明るいだけの遊び人を事務局長に選んだのは、私人が人をけなさないで喜ばせるのが好きで、弁護士以外に人脈を多く持つとの点だったと思います。

津谷先生との思い出を振り返った上で皆さんに対して伝えるべきことは、津谷先生のように、「人が好きだ」と「悪いやつを許すわけに行かない」という正義感と「最後まであきらめない」との熱意と「若い

人を中心に相手を尊敬して対話していく気持ち」と「努力」さえあれば、どんな辛い状況でも弁護士として辛せにやっつけていける、ということです。

また、どのような組織でも、若い人を励ますべきで、若い人が伸びていけない組織はダメになるということです。

以上、亡き津谷先生に代ってお伝えしておきます。



## 津谷裕貴先生を偲んで

津谷裕貴先生は、1985年に社会問題化した豊田商事事件において秋田県の弁護団の事務局長を務め、全国に「秋田に津谷あり」と高く評価されました。また、1990年3月に改正された「秋田県消費者保護条例」の改正案として大幅に採用された当会の意見書作成部会の中心メンバーの一人として尽力されました。この意見書は従前は保護の対象されていた「消費者」の地位を事業者や行政に対し自ら権利行使をする主体としての「消費者」像に転換することを提唱するなど先進的な内容を持つものでした。同意見書は秋田県が従前検討していた「秋田県消費者保護条例」を「秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」と改称させる契機となりました。

津谷裕貴先生は、1991年には、当会副会長として臨時総会において弁護士会館取得の道筋を造り、この努力は後年の会館取得基金創設に繋が

り、さらには1999年9月の「秋田弁護士会館」の竣工に結実されました。この「秋田弁護士会館」は敷地・建物ともに当会の所有物件であり、東北地方では自前の会館として先鞭を付けたものです。

津谷裕貴先生は当会会長を務めていた2001年8月、秋田市で開催された第56回民事介入暴力対策秋田大会の地元弁護士会の会長として開催準備に尽力され、狩野節子弁護士(現当会会長)がスナックのママさん役で出演した寸劇が観衆の大拍手を受けるなど大成功でした。同じ月には、会長として「ンダ！おらほの弁護士さんに聞いてみれ！」という身近な法律相談形式の解説本の出版し、粉骨砕身のがんばりを発揮されました。

2008年4月、秋田県議会が訪問販売に関する所謂「不招請勧誘」を禁止する条例案の検討をしましたが、津谷裕貴先生が消費者問題の現場を

木元慎一(元秋田弁護士会会長)

熟知した立場からの県議会に働きかけた成果に外なりません。その他、津谷裕貴先生が残された業績は枚挙にいとまがありません。津谷裕貴先生の当会における存在は、葬儀終了後、ますます大きく感じられます。

津谷裕貴先生、どうか安らかに眠りください。



### ○今後の関連催事予定

- (1) シンポジウム「津谷裕貴委員長を偲んで」(仮称)(予定)

日時 2011年3月3日(木) 午後5時30分から午後8時まで

場所 弁護士会館17階1701会議室

主催 日本弁護士連合会

- (2) 第22回日弁連夏期消費者セミナー「不招請勧誘規制のあり方について」～津谷裕貴前委員長の足跡を辿り、繋げていく。

日時 2011年7月16日(土) 正午～午後4時30分

場所 弁護士会館2階講堂クレオ

主催 日本弁護士連合会

# ビクトリア・トーレセン氏講演会 ～消費者市民社会と教育を語る～

## 1 はじめに

2010年10月11日、当連合会の主催により、主婦会館「プラザエフ」において、ビクトリア・トーレセン氏の講演会が開催されました。トーレセン氏は、ノルウェーのヘドマルク大学准教授であり、CCN (Consumer Citizenship Network の略称。UNESCO, UNEP 等で構成される学際的ネットワーク) 代表という要職にもあります。当委員会消費者教育・ネットワーク部会が、09年に行った北欧視察で知己を得、本講演会が実現する運びとなりました。当日は、筆者が「北欧にみる消費者市民社会と教育」と題して北欧視察の報告をした上で、トーレセン氏による講演という2部構成としました。

消費者市民とは「消費を通じて能動的に社会参加する市民」とされていますが、筆者は、公正な市場形成(金融危機の回避等)や社会正義(貧困や環境問題等)の実現について、政府や企業等に任せるのではなく、消費者一人一人が自らの消費活動を通じてイニシアティブを取ることだと理解しています。しかし、例えば、私たち市民は一応エコを意識しながら商品を購入しているつもりですが、実際には、政府の政策(エコカー減税、エコポイント等)や企業の商品開発(ハイブリッドカー、省エネ機能等)に誘引されている側面が大きく、まだまだイニシアティブは政府や企業の側にあり、「主観は能動的、実際は受動的な消費者」に止まるというのがわが国の現状と思われれます。

## 2 講演の要旨

(1) 消費者市民社会の目指すところ  
トーレセン氏は、アフリカのある国で、欧米企業が輸出した使用期限

切れの薬品が流通していたが、そのことを欧米市民は知らなかったという実話を紹介して、企業とはいかにして消費者に購買させるかに注力する存在である一方、消費者は企業が提供する情報のすべては理解できないと現状を分析しました。その上で、消費者市民社会の目標は、消費者が企業の提供する様々な情報を理解して意思決定することであり、しかも、その意思決定は自分自身の個人的な尊厳だけでなく、世界中の人達の尊厳を尊重するという視点からなされるべきである、言い換えれば「社会的な消費観を持って=消費する際には常に社会との繋がりを意識せよ」ということを指摘しました。

つまり、先程の例でいえば、使用期限切れの薬品をアフリカ向けに輸出している欧米企業の存在を知った欧米市民は、アフリカ市民の尊厳を尊重するという観点に立って意思決定をすべきであり、当該企業に社会的責任を自覚させるよう行動～当該企業製品の不買、監視等～すべきということになります。

### (2) 消費者市民教育の実践例

ノルウェーにおいては、消費者市民教育は学校教育(特に家庭科と社会科)でも行われており、次のような実践例が紹介されました。

「ある町の生徒は、自分たちが普段着ている洋服が町にある衣服工場で作られていることは知っていても、それ以前の製造工程については知らなかった。そこで、学校の授業で、その洋服の原料である綿糸が、ロシアの綿糸工場で製造されていることを教えると、生徒たちはインターネットでロシアの綿糸工場付近の子供たちと情報交換を始め、やがて、綿糸工場付近に住む子供たちの多く

が病気にかかっている、その理由は綿を生産する過程で使用される殺虫剤にあることを知った。その結果、生徒たちは、『もうこの洋服は着たくない』と言うようになった。そうすると、すぐに洋服の不買運動に繋がりがすが、それでは町の衣服工場で働く生徒たちの親が仕事を失ってしまう。そこで、実際には、生徒たちの声を受けて、衣服工場が原料の綿糸をペルーで殺虫剤を使用せずに生産されるものに変更した。」

これは、消費者が能動的に社会を変えた典型例ですが、その担い手が大人ではなく子供たちであったことには驚かされました。

3 講演会の最後に挨拶に立った故津谷裕貴当委員会委員長は、1989年の松江人権擁護大会以来、当連合会が提唱してきた「消費者主権の確立」と「消費者市民社会」の関係を「ギアチェンジ」と表現し、その実現に向けて積極的に取り組む決意を力強く表明されました。いつものように大きな身振り手振りを交えた熱弁が、まるで昨日のこのように思い出されます。

副委員長  
島田 広 (福井)





# 振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の 使用に関する意見書

■ 2010年12月17日の理事会で振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の使用に関する意見書 ([http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/101217\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/101217_2.html)) が採択されました。

振り込め詐欺救済法は、その俗称のせいもあって、振り込め詐欺被害に限って預金口座を凍結し、口座の残金を被害者に返還するための法律だと誤解している方も少なくないようです。しかし、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」という正式名称のとおり、犯罪に利用された預金口座であれば、詐欺や恐喝、ヤミ金融が利用している預金口座であってもこれを凍結し、預金保険機構のホームページ (<http://furikomesagi.dic.go.jp/>) 上の公告など所定の手続後に預金名義人の預金債権を失権させ、申請した被害者に金融機関から分配金を支払うことによって被害回復を図る法律です。

この法律は、08年6月から施行されましたが、対象は、法施行後に凍結された預金口座に限られず、法施行前の02年頃からヤミ金融被害などの理由で凍結された多数の預金口座に関する被害回復分配金の支給手続も一斉に行われました。金融機関から連絡の取れない被害者も多数あったため、被害分配回復金の申請が低調となってしまう、10年8月末現在で累積約38億円が被害者に返還できず、預金保険機構へ納付されました(以下「預保納付金」といいます。)

預保納付金は、犯罪利用口座ではないにもかかわらず失権してしまった口座名義人の救済に用いられるほか、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされています。立法段階では、国庫に帰属させるという考えもありましたが、それよりも犯罪被害者が振り込んだ被害金を被害者支援に用いた方が有意義ではないかと考えられたためです。もっとも、立法段階では、どのようにして犯罪利用預金口座を迅速に凍結し

て、被害者に返還をするかの議論に重点が置かれ、また、預保納付金がそれほど大きな金額にはならないとの予想もあって、具体的にどのような犯罪被害者を対象にして、どのような使用に用いるのかといった課題について必ずしも十分な議論がなされませんでした。

そこで、金融庁は、10年9月9日に振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームを設置し、「犯罪被害者等の支援の充実のため」の支出をどういった使用に用いるのかなどの課題について検討しています。これに対する日弁連の意見を明らかにしたのが本意見書です。

■ 本意見書は、預保納付金について、犯罪利用預金口座に振り込んで財産を失った犯罪被害者(以下「振り込め詐欺等被害者」といいます。)等の支援、特に加害者に対し被害回復を求めるなど法的権利を行使するための費用等の経済的支援及び同種犯罪被害の予防のための費用として重点的に支出すべきであるとしています。

具体的には、

- ① 振り込め詐欺等被害者等が、被害回復分配金の支払によっても賄えない被害を回復するため、加害者等に対し法的手続を行使するための費用(例えば、弁護士費用や実費の立て替えについて、資力要件を不要とし、被害回復ができなかった場合には償還を不要とする仕組み。)
- ② 同一の加害者等の行為により害を被った多数の振り込め詐欺等被害者等から、加害者等に対する集団訴訟の提起等を通じて被害回復を図ることを委任された弁護団が、多数の被害者等のために証拠や加害者等の資産を調査し、これを保全するための諸活動にかかる費用(例えば、弁護士費用や実費のほか、民事保全の保証金や債権者破産の予納金などを立て替える仕組み。)
- ③ 悪質な消費者被害の予防のため差止請求権を行使する適格消費者団

体、振り込め詐欺等被害者等を支援するような民間の犯罪被害者支援団体等への支援に用いるべきだとしています。

■ 日弁連の会員専用ホームページには、日弁連と全国銀行協会が協議して作成した「振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書」という書式がありますので、是非ご活用下さい (<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi?loginscr.a=contents:3298398>)。

被害者代理人の弁護士から、この書式を利用して情報提供を受けた場合には、ゆうちょ銀行を含む全ての銀行において、実在の弁護士からのものであることが確認でき次第、可及的速やかに当該預金口座等の凍結等の措置を講じることになっています。もっとも提供した情報の内容が間違っていた場合、弁護士において責任を負う覚悟が必要であることに留意して下さい。また、被害回復分配金の支払の申請期間がいつから始まるのかを、公告が開始されるまで預金保険機構のホームページを何度もチェックするのは非常に煩雑だという声も聞かれます。この点、全ての金融機関において同様の取扱いをしているかは定かではありませんが、私の経験では、「振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書」を金融機関に送付して凍結されたことが確認できた場合には、金融機関の担当部署に電話をして、その後の手続の進行予定を適宜連絡してくれるよう依頼するとともに、あらかじめ被害回復分配金の支払の申請に必要な書類を取り揃えて金融機関に送付し、遺漏がないようにしています。申請期間前の申請を禁止する規定もないことから、実務上このような取扱いも許されるところではないかと考えます。

副委員長  
江野 栄(秋田)

## 武富士会社更生

### ～消費者金融の象徴的存在が崩壊～

1 2010年9月28日、消費者金融最大手であった株式会社武富士は、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行い、同日、同裁判所は、保全開始命令を発令し、保全管理人に申立代理人である小畑英一弁護士を選任しました。また、同時に強制執行にかかる包括禁止命令、保全処分命令及び調査命令が発令され、調査委員に須藤英章弁護士が選任されました。

2 同年10月31日、同裁判所は、武富士の会社更生手続開始決定を出しました。決定の主な内容は、更生管財人に上記小畑弁護士を選任、更生債権等の届出期間は平成23年2月28日まで、管財人の選任について書面により意見を述べる事ができる期間は平成22年12月28日まで、管財人が更生計画案を提出すべき期間は平成23年7月15日までというものです。同裁判所は、同時に調査命令を

発令し、調査委員に前記須藤弁護士を選任しました。

3 当連合会は、翌11月1日、後記のとおり会長声明を発表しました。また、当連合会は、各弁護士会へ武富士に関する緊急相談窓口設置の要請を行っています。

本件の問題点として、①武富士の依頼を受けた申立代理人が保全管理人・更生管財人に選任されていますが、公正・公平な管財業務が期待できるのか、②会社更生法においては民事再生法と異なり自認債権の制度もなく、届出期間内に届出をしないと失権してしまうため、多数の過払い債権者への通知をどのように行うのか、③130万人に手紙を出すとの報道もなされているところですが漏れはないのか、④届出期間延長の必要はないか、⑤今後、創業者一族や取締役への厳正な責任追及は行われるのか、⑥会社更生手続において予

定されている財産状況報告集会を行う必要はないのか、⑦更生についてのスポンサーの選任の公正・公平さは担保されるのか、⑧更生計画における適正な配当が期待できるのか、など多岐に亘ります。

さらに、本件により、金融庁は消費者金融大手やクレジットカード大手を対象に、財務面の本格監視に着手したとの報道もなされています。本件は、200万人ともいわれる極めて多数の人が、総額1兆円から2兆円ともいわれている巨額な過払金返還請求権を有しており、この更生手続の推移を見守っているという社会的にも影響の大きな事件です。更生手続の今後の推移を注視していく必要があります。

副委員長

平井宏和（愛知県）

#### 会長声明

本年9月28日、消費者金融大手の株式会社武富士が、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てをし、10月31日、同裁判所により会社更生手続開始決定がなされた。

10月初めに開催された債権者説明会における説明によれば、把握できている限りでも、過払債権者数は約11万3000人、過払金債権額は約1713億円にのぼるとされていた。さらに報道等によれば、過払金が発生していることを知らない潜在的な債権者を含めると、債権者の数は200万人を超えるともいわれている。この度の同社の破綻を受け、これまで各地の弁護士会等において、緊急の相談会を実施したところ、極めて多くの相談が寄せられており、その大半が一般消費者であることに鑑みれば、本更生手続における同社の利用者保護の必要性は極めて高い。特に、債権者の多くは会社更生手続についての情報が圧倒的に不足している状況にある。

そのため、当連合会は、裁判所、更生管財人及び調査委員等、本更生手続関係者に対し、本更生手続の進行にあたって、①今後、利息制限法により引き直し計算した金額を超えて利用者に請求しないことはもちろんのこと、自ら利息制限法の上限利率による引き直し計算を実施し、過払金が発生している利用者については、適切な方法により通知し、更生債権の届出を促すなどして、一般消費者である過払債権者等が本更生手続に参加するための手続保障を確保するために万全の処置をとること、②同社と過去に取引を終了した利用者の取引についても、同様に会社更生手続に参加する機会の確保に万全を期すること、③会社更生法その他法令上認められたあらゆる権限を行使し、役員等の損害賠償責任の有無等についても徹底的な調査を行ったうえで、その結果について、債権者等関係者に対して、広く情報開示すること等を強く要請する。

また、当連合会は、政府や地方自治体に対して、同社の破綻に伴う同社の利用者の混乱を防止し、さらに困難な経済状況に陥ることのないよう、同社の利用者のための相談体制や本更生手続の周知などの取組の強化を求めるとともに、当連合会としても、全国の弁護士会における相談体制を強化するなどして、同社の利用者の権利保護に最大限努力する所存である。

2010年(平成22年)11月1日

日本弁護士連合会  
会長 宇都宮健児



福岡

## 先物被害の損害賠償金(裁判上の和解による和解金)に対する課税処分が取り消された事例 福岡高等裁判所平成22年10月12日判決(確定)

1 本件は、先物被害を受けた被害者が先物業者に対して損害賠償請求訴訟を提起した結果、訴訟上の和解が成立したのに対し、先物業者から被害者に対して支払われた和解金に対して、これを雑所得として所得税等の課税処分がなされたため、その処分について争われた裁判です。

本件は本ニュース132号で地裁判決(大分地方裁判所平成21年7月6日)を紹介した事件の続報ですので、事案の概要については、そちらをご参照ください。

本判決では、一審判決が維持され、控訴棄却となりました。国からの上告受理申立等もなく、本判決は確定しました。

2 本件では、先物被害の損害賠償金(裁判上の和解による和解金)が、非課税事由として定められている所得税法9条1項16号(現行17号)「突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの」、所得税法施行令30条2号「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当するか否か争われました。本判決では、上記「突発的な事故」について「相手の合意をえない予想されない災害」であったか否かによって該当性を判断すべきとして、本件はそのような災害であるとして非課税と判

断しました。具体的には、当該先物取引が、先物業者の従業員らにおいて、多額の損失を被るかもしれない危険性を一顧だにせず、ひたすら取引の長期化及び大規模化を目指して手数料収入だけを目的に勧誘をしたという事実等をもって、「相手の合意をえない予想されない災害」であったと判断しています。

3 なお、訴訟提起前の裁判所外での和解契約に基づく和解金という違いがありますが、本件同様、先物被害に関する和解金に対する課税が争われた名古屋高裁平成22年6月24日判決やその原審である名古屋地裁平成21年9月30日判決も概ね同旨の判断を示しています。この高裁判決に対しても、国は上告受理申立等しておらず、確定しています。

したがって、本件判決や名古屋高判により、不法行為による損害に関する損害賠償金、もしくは、それを前提とした和解金については、収益補償(例えば先物被害でいうと手仕舞い義務違反による逸失利益に関する損害賠償等)である場合を除き、課税をすることは許されないことが高裁判例として確立したといえ、これらは先例的意義を有するものといえます。

松尾康利(大分県)

秋田

## 呉服次々販売が公序良俗違反、共同不法行為であるとして、グループ主宰者、販売店、信販会社に連帯して既払い金全額の支払いを命じた判決(秋田地裁平成22年9月24日判決、被告ら控訴)

### 1 事件の概要

原告は、昭和4年生まれ的女性(無職、年金月12万円)で、足が悪く病院に通院し、呉服を着る機会など全くなかった人でしたが、01年から05年にかけて、呉服販売のグループ加盟店から計25回、代金合計約555万円で着物、アクセサリ等をクレジットで購入したとして、484万円あまりを支払い、残額も請求されているという事案でした。いわゆる展示会商法で、スタッフと呼ばれる歩合収入を得る客によって誘われ買わされたというものです。

本件被害のため、それまで年金を使わずに貯めていた預金や生命保険も全て取り崩され、真冬に灯油も買えずストーブもつけられず、電気、ガスの引き落としもできず、困り果てて親族に電話をして発覚したものです。自宅からはしつけ糸が着いたままの呉服、タグの付いたままのコート、未使用のアクセサリなどが大量に発見されました。未使用の呉服やコートは、実際に着せてみたところ全くサイズが合わないというひどい事案でした。

### 2 本判決の意義

(1) 原告は、発覚当時すでに78歳と高齢で、契約時のことは記憶が薄れつつあり、個々の契約状況を明確にすること

が困難でした。しかし本件判決では、契約書の記載内容そのものや、商品の未使用状況、原告の通帳の記載や滞納状況、信販会社への支払状況、原告の通院状況や身体的特徴、パイオネットについての弁護士会照会回答などから、客観的に明らかとなる事実を丁寧に認定し、また、本件商法の仕組みを丁寧に分析した上で、個々の契約締結時の状況を詳しく認定することによらずに、全体として(最初の契約から全て)公序良俗違反、不法行為となることを認めました。判断能力の減退した高齢者の消費者被害事件では、契約締結時の状況の立証が困難な場合が多く、そのような場合に、契約書の形式的記載から安易に業者の主張を認めてしまう判決が少なくないと思われませんが、そのような場合においても消費者を救済する判断手法として、参考になるのではないかと思います。

(2) また、ある一定の事情の下ではありますが、信販会社に、販売実態等を調査する義務、過剰と信防止義務を認め、その義務違反を認定して既払い金全額の返還を命じたものとして、重要な意義を有するものと思われま

近江直人(秋田)

# 消費者問題 文献・催事紹介

## 文献紹介 「改訂 消費者のための家づくりモデル約款の解説」

本書は、2001年5月に発行した「消費者のための家づくりモデル約款の解説」の改訂版です。初版は、家づくりの契約をする際に、専門的な知識や経験のない消費者が業者の言いなりにならないための一助となり、安心して家づくりができることを願って発行しました。しかし、その後も、欠陥住宅被害は後を絶たず、その救済も十分ではありません。また、09年10月には、請負業者等に損害賠償責任保険への加入等を義務付けた住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律が施行されるなど、家づくりをめぐる制度も変わってきています。そこで、消費者が安心して家づくりの契約をすることができるための新制度を取り込むなど、内容を改訂しました。最低限の監理制度の充実や請負代金の後払いの原

則等は維持しつつ、さらに、瑕疵の定義を定め、典型的な瑕疵に対応する補修方法を明記する等、欠陥住宅被害の予防と救済に役立つ内容を盛り込みました。ぜひ、多くの方々にご利用いただきますようお願い致します。

問合せ先：民事法研究会  
TEL：03(5798)7257  
編集：日本弁護士連合会消費者問題  
対策委員会(A5判)(140頁)  
価格：本体1,600円(税込1,680円)



## 文献紹介 「特定商取引法ハンドブック」(第4版)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律が、特商法の改正部分については09年12月1日から全面施行されました。今回の改正では、訪問販売について拒絶の意思表示がなされた場合の再勧誘・継続勧誘の禁止や過量販売解除権、通信販売における法定返品権の導入や迷惑メールについてオプトイン規制への転換など複数の重要な改正がなされましたが、特筆すべきは訪問販売、電話勧誘販売及び通信販売について商品と役務に関しては政令指定制が廃止されたことです。本書では、これらの改正部分を織り込むとともに、特商法の全体像とこの法律を貫く基本的な考え方を理解し易くするために、全体の構成を修正、変更しています。本書は特定商取引に関する被害救済の実務に供さ

れることを目的として01年11月に初版を刊行して以来、重要な改正が行われる都度版を重ね、今回で第4版となりました。旧版同様、本法に関わる紛争の予防と救済に役立てていただくことを願っています。

問合せ先：株式会社日本評論社  
TEL：03(3987)8621  
著者：齋藤雅弘・池本誠司・石戸谷豊  
(822頁)  
価格：4,935円(税込み)



## 催事 「消費者法の課題と展望」～民法(債権法)改正問題を契機として～

日時：2011年2月26日(土) 午後1時～午後4時30分  
場所：主婦連会館プラザエフ(東京都千代田区六番町15番地)  
問合せ先：日弁連人権二課(TEL：03-3580-9910)

消費者契約法が制定されてから10年が経ちました。現時点までの消費者契約法の軌跡を振り返りながら、今後の課題を様々な角度から検討するために、標記シンポジウムを開催することとなりました。基調報告・講演として「消費者契約法10年の軌跡と課題」、「近弁連夏期研修試案『消費者取引法試案』について」、「欧州における消費者法の最近の動向について」を、また「消費者契約法・消費者法の課題と展望」をテーマにパネルディスカッション(パネラー：広瀬久和教授(青山学院大学)、松本恒雄教授(一橋大学)、平野裕之教授(慶応大学)、国府泰道委員(大阪)ほか)を行うなど、盛りだくさんの充実した議論が期待できますので、ぜひご参加下さい。

## 催事 シンポジウム「適格消費者団体の支援のあり方について」(予定)

日時：2011年4月9日(土) 午後1時30分～午後4時30分  
場所：弁護士会館2階クレオ(参加費無料)  
問合せ先：日弁連人権第二課(TEL：03-3580-9910)

適格消費者団体による差止訴訟制度が開始して3年がたち、団体訴訟判決や解決例が積み重ねられ、また、景表法、特商法にも同制度が導入され、適格消費者団体の果たす役割は重要になってきています。また、政府の消費者基本計画では、差止訴訟の対象拡大、損害賠償請求制度の検討、適格消費者団体に対する支援措置を講じることとされています。

そこで、これまでの適格消費者団体の活動を振り返り、よりよい団体訴訟制度を見据え、適格消費者団体にどのような支援が必要かを具体的に議論して制度に反映させるべく、シンポジウムを企画しました。当委員会委員による基調報告、適格消費者団体に対するアンケート結果の分析を踏まえ、消費者庁関係者、学者、適格消費者団体関係者を招いてパネルディスカッションを行う予定です。

## 編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

本誌1面に掲載された写真は近江直人先生から、本誌2面及び3面に掲載された写真は神崎哲先生から、それぞれ提供していただきました。津谷先生は、カメラがお好きで、野鳥・シンポジウムなど広く写真を撮影されていたようです。また、ワインもお好きでした。

津谷先生は、高い見識と行動力に加え、広く温かい心を持っておられました。就任挨拶で、「ベテランの弁護士相手でも、『先生』ではなく『さん』

付けで呼び合いました。」と呼び掛けられたことは深く印象に残っていますし、我々の委員会活動を温かく見守っていただきました。

私は、津谷先生に長い時間接する機会はありませんでしたが、その温かい人柄に触れ、津谷先生が亡くなられたことは非常に悲しく、残念でなりません。

しかし、津谷先生の功績は、活かされ続けていく限り、消えてなくなるものではありません。こ

ういった意味も含め、今年の夏期消費者セミナーを企画しております。また、津谷裕貴先生の最後の論文となりました「不招請勧誘規制のあり方について(上)(下)」(国民生活研究50巻1号、2号)は、不招請勧誘について最先端の議論がなされています。

津谷裕貴先生、謹んでご冥福をお祈りします。  
野田隆史(広島)